

北上地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成22年 2 月 16 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第 2 号

北上地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(別紙のとおり)

北上地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる物品を借り入れる契約

- ア 電子計算機(これに用いられるプログラム、データ及び周辺装置を含む。)
- イ 事務用機器(アに該当するものを除く。)
- ウ 計測機器
- エ 医療機器
- オ 通信機器その他の諸機械
- カ 車両
- キ 仮設建物
- ク カーテンその他の雑器具

(2) 次に掲げる役務の提供を受ける契約

- ア 庁舎その他の施設(これに付随する設備等を含む。)の管理
- イ 収集又は運搬
- ウ 電子計算機による事務処理又は情報の作成若しくは提供
- エ 前号アからクまでに掲げる物品の保守、点検その他の管理

(3) 前2号に掲げるもののほか、物品の借り入れ、又は役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、管理者が別に定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。